

横浜市福祉のまちづくり条例及び同規則の一部改正について（建築物）

1 公立小学校等の特別特定建築物への追加に伴う改正について

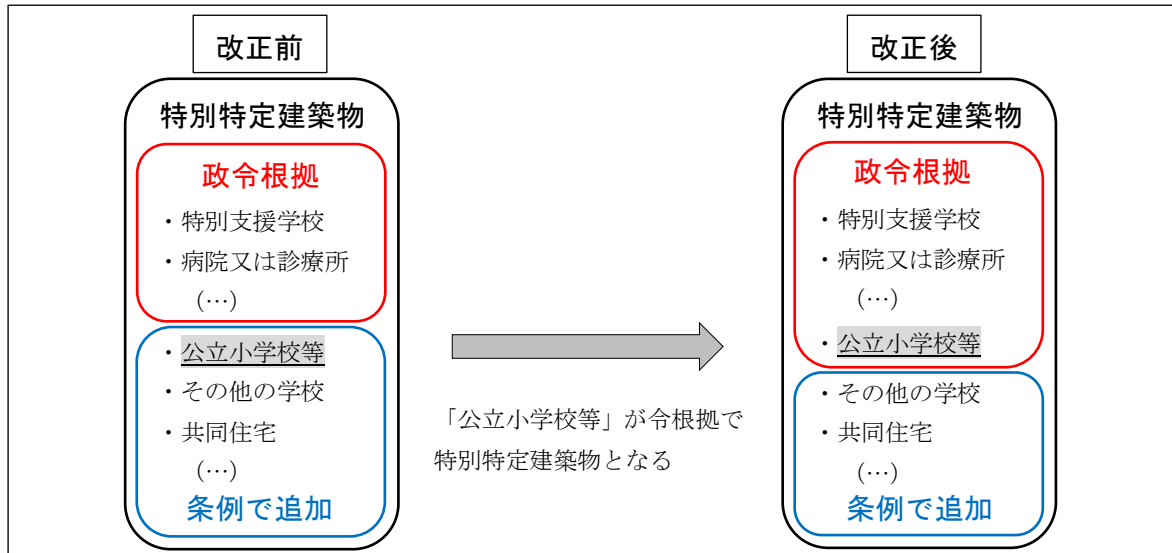
(1) 改正概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」といいます。）の一部改正及びこれに伴う同法施行令（以下「政令」といいます。）の一部改正により、バリアフリー法に基づく制限の適用を受ける建築物（以下「特別特定建築物」といいます。）に公立小学校等^{*}が追加されました。【参考 1】

本市においては、以前から条例の規定により、全ての学校を特別特定建築物に追加していたことから、政令の改正の前後で公立小学校等に適用する規定が変わらないように機械的に改正を行います。

改正の前後で制限内容に変更はありません。

^{*}小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの



(2) 施行日

令和 3 年 4 月 1 日（政令の施行日と同日）

2 小規模建築物に対する基準の緩和に伴う対応について

(1) 概要

これまで特別特定建築物の対象規模を条例で引き下げた場合には、その規模によらず、政令で定める基準の全てが適用されることとなっていました。

今回、1 の改正とは別に政令の改正があり、500 m²未満の特別特定建築物については、政令で定める基準のうち経路に係る基準のみ適用することとなり、その他の基準を追加する場合には条例で定めることとされました。【参考 2】

これに伴う条例・規則の改正の方向性について、専門委員会で議論させていただき、委員会での議論を踏まえ、次回の推進会議で改めて議題としてあげさせていただきます。

(2) 検討スケジュール

令和 3 年 2 月	専門委員会
5 月	専門委員会
6 月	推進会議
10 月 1 日	施行（政令の施行日と同日）

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案 < 予算関連法律案 >

背景・必要性

2018年12月のユニバーサル社会実現推進法の公布・施行やオリパラ東京大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化する必要

○ハード面のバリアフリー化を進める※一方で、使用方法等ソフト面の対応が十分ではないため、高齢者・障害者等の移動等が円滑になされない事例が顕在化

※ 利用者数3千人以上/日の旅客施設の90%で段差解消、87%で障害者用トイレ設置(2018年度末)

①公共交通事業者等における課題

- 例1) 車椅子の乗車方法に関し、公共交通事業者の習熟が必要との指摘。
- 例2) 交通結節点における接遇を含めた関係者の連携が必要であるとの指摘。(平成30年改正時の附帯決議)



○公共交通事業者など施設設置管理者について、ハード整備とともに、**ソフト面の対策の強化が必要**

②国民における課題

例) 車両の優先席について、高齢者等に対し、声かけが恥ずかしい等の理由で譲らないケースも存在。



○オリパラ東京大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成※1を受け、**市町村、学校教育※2等と連携して「心のバリアフリー」を推進することが必要**

※1 「ユニバーサルデザインの街づくり」と「心のバリアフリー」に取り組む「共生社会ホストタウン」の拡大

※2 新学習指導要領※に基づき「心のバリアフリー」教育を実施(※小学校で2020年度から、中学校で2021年度から全面实施)

法案の概要

1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- 公共交通事業者等に対する**ソフト基準※適合義務**の創設(※ スロープ板の適切な操作、明るさの確保等)
- 公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト(旅客支援、情報提供等)の**移動等円滑化に関する協議への応諾義務**を創設
- 障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設(宿泊施設・飲食店等)の情報提供を促進

2. 国民に向けた広報啓発の取組推進

(1) 優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「**車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進**」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「**上記施設の適正な利用の推進**」等を追加

(2) 市町村等による「心のバリアフリー」の推進(学校教育との連携等)(主務大臣に文科大臣を追加)

- 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「**心のバリアフリー**」に関する事項を追加
- 心のバリアフリーに関する「**教育啓発特定事業**」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、**作成経費を補助**(※予算関連)
- バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等

【教育啓発特定事業のイメージ】



高齢者疑似体験

車椅子サポート体験

3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- 公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設(旅客特定車両停留施設)を追加

【目標・効果】共生社会の実現に向け、高齢者、障害者等を含む全ての人々が互いの個性を尊重しあう移動等の環境を整備

《KPI》・「心のバリアフリー」の認知度: 約24%(2019年度)→約75%(2030年度)

・国土交通省「トイレ利用マナーキャンペーン」の参加団体数: 約1,700(2019年度)→約2,000(2025年度)

令和 2 年 1 2 月 4 日
住宅局 建築指導課

小規模建築物に対応した建築物バリアフリー基準を整備します

～「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を
改正する政令」を閣議決定～

地方公共団体がより柔軟に条例による規模引き下げを行うことができるよう、特に小規模となる 500 ㎡未満の規模を設定した場合に、その規模に見合った建築物移動等円滑化基準（いわゆる建築物バリアフリー基準）に見直す「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が本日、閣議決定されました。

1. 背景

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項の規定により、特別特定建築物の政令で定める規模（2000 ㎡）以上の建築をしようとするときは、当該特別特定建築物を、政令で定める建築物バリアフリー基準に適合させなければならないとされています。加えて、同条第 3 項の規定により、地方公共団体は、条例で適合義務の対象規模を引き下げ、又は建築物バリアフリー基準に必要な事項を付加することができます。

現行の建築物バリアフリー基準は 2000 ㎡以上の大規模の建築物を想定して定めているため、小規模の建築物に当てはめた場合に建築主等にとって過度に負担の生じるものとなる場合も考えられ、条例制定が進まない一因となっています。このため、地方公共団体がより柔軟に条例による規模引下げを行うことができるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）について、所要の改正を行います。

2. 概要

（1）条例対象小規模特別特定建築物についての建築物バリアフリー基準（新設）

法第 14 条第 3 項の規定により地方公共団体が条例で適合義務の対象となる建築の規模を 500 ㎡未満で定めた場合における 500 ㎡未満の特別特定建築物について、政令においては、

- ・道等から高齢者、障害者等が利用する居室までの経路のうち一以上を移動等円滑化経路とし、当該経路を構成する出入口、廊下、傾斜路、エレベーター、敷地内通路等をバリアフリー化すること
 - ・移動等円滑化経路を構成する廊下等、傾斜路及び敷地内通路の幅を 90 cm 以上とすること
 - ・バリアフリー化の措置が取られたエレベーター等にはその旨の標識を設けること
- 等を定めます。

※これら以外の基準については、地方公共団体が規模等を勘案して条例で設定することができます。

（2）その他

その他所要の改正を行います。

3. スケジュール

閣議決定	令和2年12月4日(金)
公布	令和2年12月9日(水)
施行	令和3年10月1日(金)

<問い合わせ先>

国土交通省 住宅局 建築指導課 渡邊、山田

代表：03-5253-8111 (内線：39515、39538)

直通：03-5253-8513 FAX：03-5253-1630